

平成24年12月31日

施設概況

大阪拘置所

目

次

| | | |
|---|-----------------------|----|
| 1 | 施設の沿革 | 1 |
| 2 | 施設運営方針 | 2 |
| 3 | 組織図 | 4 |
| 4 | 職員関係 | |
| | (1) 概況 | 5 |
| | (2) 勤務上の問題点とその改善状況の概要 | 9 |
| 5 | 収容状況 | |
| | (1) 収容状況 | 10 |
| | (2) 収容定員・現員 | 11 |
| 6 | 保安関係 | |
| | (1) 概況 | 12 |
| | (2) 事故等の現状 | 14 |
| | (3) 懲罰の現状 | 15 |
| | (4) 不服申立ての現状 | 16 |
| | (5) 警備・処遇上の改善状況 | 19 |
| | (6) 外部交通の状況 | 28 |
| | (7) 巡視及び参観の状況 | 29 |
| | (8) 重点目標 | 30 |

| | | |
|-----|------------------------|----|
| 7 | 作業関係 | |
| (1) | 作業運営の現状及び問題点とその対策 | 31 |
| (2) | 重点目標 | 31 |
| 8 | 教育関係 | |
| (1) | 改善指導, 教科指導の現状及び課題とその対策 | 33 |
| (2) | 重点目標 | 37 |
| 9 | 医療関係 | |
| (1) | 患者動態の状況 | 38 |
| (2) | 今後必要とされる医療対策 | 38 |
| 10 | 分類関係 | |
| (1) | 処遇調査の実施状況 | 40 |
| (2) | (1) の処遇調査結果の処遇面への利用状況 | 40 |
| (3) | 処遇審査会の開催状況 | 41 |

1 施設の沿革

- 明治36年 4月 大阪府監獄署を分割し、北区天神橋筋西一丁目に未
決監として堀川監獄を新設
- 大正 2年 5月 堀川分監として大阪監獄に付属
- 大正 7年 4月 北区若松町に大阪監獄若松町分監を新設移転
- 昭和 4年 12月 北区刑務支所に改称
- 昭和16年 11月 大阪拘置所として独立
- 昭和21年 8月 大阪刑務所内に大阪拘置所堺分禁所を開設
- 昭和24年 5月 大阪拘置所四条拘禁所を開設し、堺分禁所を廃止
- 昭和32年 6月 現在地に新営工事開始
- 昭和38年 12月 現在地に移転
- 昭和47年 3月 全体工事完了により四条拘禁所廃止
- 昭和47年 7月 大阪矯正管区管内の分類センターとしての業務開始
- 平成13年 10月 分類センターを大阪刑務所に移管
- 平成22年 3月 現在地で全体改築工事開始

2 施設運営方針

(1) 保安事故防止及び防災体制の充実強化

他施設の事故の調査結果等を踏まえた改善策の実施の徹底・不断の点検を行うなど保安警備体制の更なる充実強化を図り、逃走、自殺及び火災等の保安事故の絶無を期し、国民からの信頼の回復に努める。また、近い将来確実に発生するとされる南海地震等の巨大地震に備え、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を教訓として、引き続き検討・見直し、防災関連規定の改定、防災マニュアルの策定等を行い、万全な防災体制を構築する。

(2) 全体改築工事の円滑な推進

ア 情報の共有化を図り、各課・部門間の相互協力体制を構築する。

また、第2期工事以降を見据えた業務の見直しを行い、全体改築工事の円滑な推進を図る。

イ 関係機関との連携強化及び近隣住民との良好な関係を維持する。

(3) 施設運営基盤の充実強化

ア 職員研修の充実強化（若年職員研修を含む。）

研修の実施については、討議形式を積極的に活用するなど効果的な研修の実施に努めるとともに、特に若手職員の育成において、中・長期的な研修のあり方を検討する。

イ 矯正行政の透明化の推進

(ア) 報道機関等の取材への協力、民間協力者との連携や募集参観の拡大などを通じて、矯正に関する情報を国民に対し適切に開示するとともに、外部からの意見を聴取する機会を積極的に設けるよう努める。

(イ) 刑事施設視察委員会に対しては可能な限り協力及び情報提供を実施し、提出された意見について、真摯な姿勢で傾聴し、施設運営に反映させるよう努める。

(4) 綱紀の厳正な保持

ア 報告等の励行・職員不祥事等の防止

矯正職員として、犯罪又は非行を行った者の改善更生に携わっているというその責務を再認識し、適正な職務を遂行することはもとより、公私において国民から疑念を抱かれることのないよう綱紀の厳正な保持に努めるとともに、自らを律することにより、矯正に対する国民の信頼確

保を図るとともに、悪質な職務関連の非違行為や私事非行等の不祥事の根絶を図る。

イ 情報セキュリティ対策及び個人情報保護管理の徹底の推進

個人情報の漏えい事案やコンピュータウィルスの感染事案等，セキュリティ上の問題に対して，研修等を通じて周知徹底，対策に万全を期する。

(5) 矯正処遇及び医療体制の充実等

ア 改善指導実施体制の充実強化

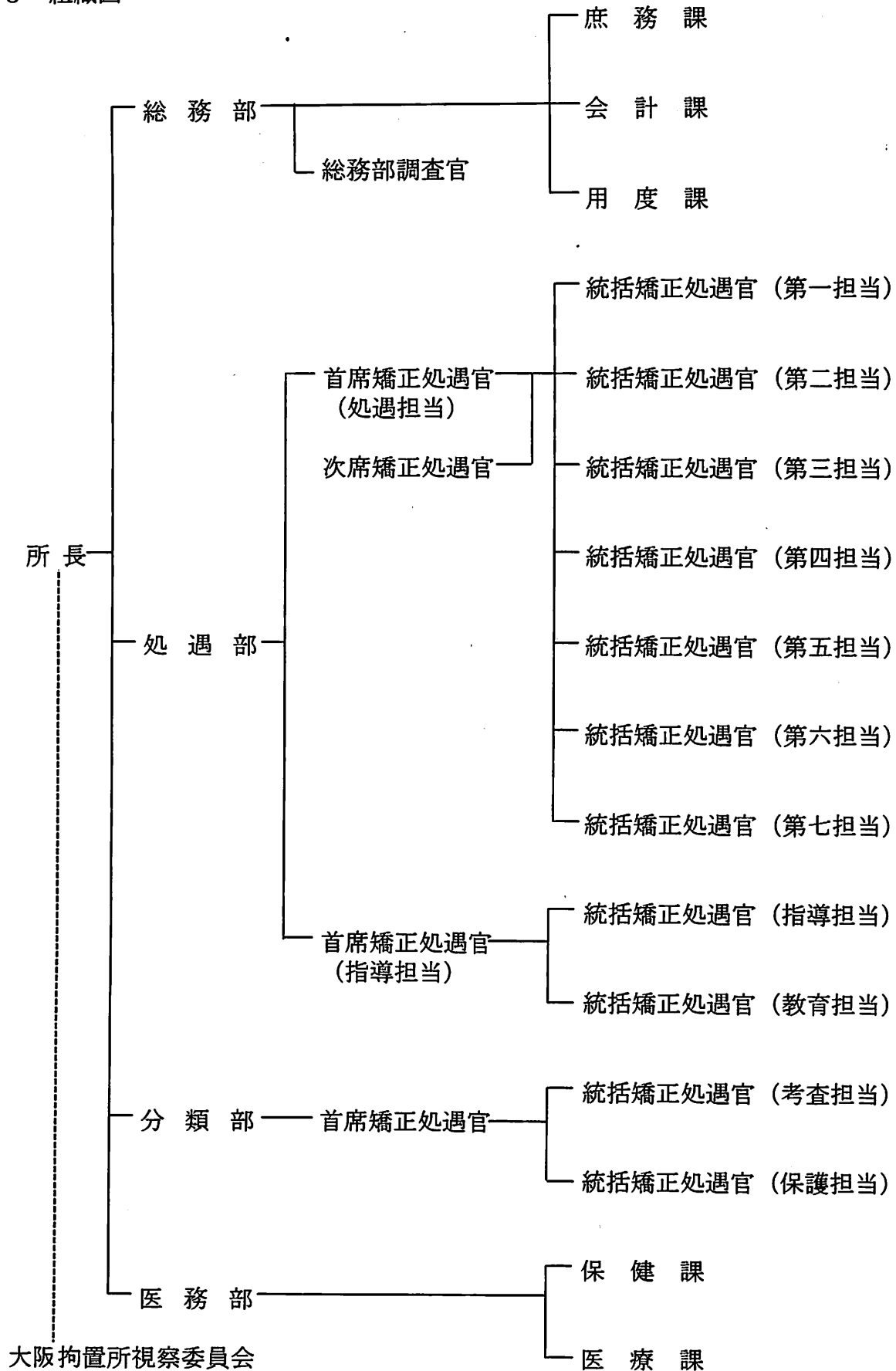
受刑者の改善更生に資する内容となるよう一層の実施体制の強化と指導の質的向上を図るとともに，社会内処遇との一貫性を保つため更生保護官署との連携強化に努める。また，教科指導についても，円滑な社会復帰に資するよう対象者に応じた学力の向上に努める。

イ 地域社会や医療機関との連携の推進・強化

(ア) 矯正医療の基盤の整備・充実に努め，医師確保については，医師派遣に係る大学医局への依頼やインターネット求人サイト等を通じた医師公募活動を行うとともに，地元の医師会や医療機関等の関係者との協議会の機会等を通じて，矯正医療に対する理解を深めてもらう働き掛けを積極的に行う。

(イ) 医務課と関係各部署との連携を密にし，被収容者の心身の状態に関する情報を共有し，連携して適時適切な医療を実施するなど，矯正医療の充実強化を構築する。

3 組織図



4 職員関係

(1) 概況

当所の建替え工事に伴う収容調整として、平成23年度から大阪刑務所に5名の職員が定員換えとなり、職員定員が478名から473名（管区併任17名及び派遣2名並びに暫定定員（PT）5名を含む。）に変更となり、平成24年度においては、定員の増減はなく、473名のままである。

なお、当所で確定した男子受刑者の分類調査を大阪刑務所へ移送した後に実施しているため、分類職員6名（統括1名、調査専門職2名、一般職員3名）が同所に専ら併任となっている。

ア 幹部職員名簿

平成24年10月1日現在

| 職名 | 官名 | 氏名 | 年齢 | 勤務年数 | 現任庁在職期間 | 前任庁等 | 備考 |
|-------------------|------|-------|----|------|---------|------------|----|
| 所長 | 矯正監 | 竹下正宏 | | | 6月 | 大阪矯正管区第一部長 | |
| 総務部長 | 矯正長 | 高須賀英治 | | | | | |
| 処遇部長 | 矯正長 | 大橋直三 | | | | | |
| 分類部長 | | 欠 | | | | | |
| 医務部長 | 法務技官 | 矢野外喜治 | | | | | |
| 調査官 | 矯正副長 | 高田昇 | | | | | |
| 庶務課長 | 矯正副長 | 栗原正臣 | | | | | |
| 会計課長 | 矯正副長 | 藤岡孝行 | | | | | |
| 用度課長 | 矯正副長 | 上田智久 | | | | | |
| 保健課長 | 法務技官 | 谷村朗 | | | | | |
| 医療課長 | 法務技官 | 和田尚 | | | | | |
| 庶務課長補佐 | 看守長 | 住田真啓 | | | | | |
| 会計課長補佐 | | 欠 | | | | | |
| 用度課長補佐 | 看守長 | 松本英史 | | | | | |
| 首席矯正処遇官 (処遇部門) | 矯正副長 | 高橋宏之 | | | | | |
| 首席矯正処遇官 (指導部門) | 矯正副長 | 杉本和之 | | | | | |
| 首席矯正処遇官 (分類部) | 法務技官 | 古川輝 | | | | | |
| 次席矯正処遇官 | 矯正副長 | 牛尾隆康 | | | | | |
| 統括矯正処遇官 (第一担当) | 看守長 | 武藤友和 | | | | | |

| 職名 | 官名 | 氏名 | 年齢 | 勤務年数 | 現任庁在職期間 | 前任庁等 | 備考 |
|---------------------|------|------|----|------|---------|------|----|
| 統括矯正処遇官 (第二担当) | 看守長 | 永代綾子 | | | | | |
| 上席統括矯正処遇官 (第三担当) | 看守長 | 窪田哲也 | | | | | |
| 統括矯正処遇官 (第四担当) | 看守長 | 箕西伸晃 | | | | | |
| 統括矯正処遇官 (第五担当) | 看守長 | 土谷一郎 | | | | | |
| 上席統括矯正処遇官 (第六担当) | 看守長 | 小林嘉久 | | | | | |
| 上席統括矯正処遇官 (第七担当) | 看守長 | 千葉信彦 | | | | | |
| 統括矯正処遇官 (指導担当) | 看守長 | 水沼信夫 | | | | | |
| 統括矯正処遇官 (教育担当) | 看守長 | 堤正彦 | | | | | |
| 上席統括矯正処遇官 (考査担当) | 法務技官 | 東村和人 | | | | | |
| 統括矯正処遇官 (保護担当) | | 欠 | | | | | |

イ 職員数

| 区 分 | 公安職 (一) | 医療職 | 合 計 |
|-------|---------|-------------------------------------|-----|
| 大阪拘置所 | 456 | 17 医 (一) 8 医 (二) 5 医 (三) 4 | 473 |

(2) 勤務上の問題点とその改善状況の概要

次のとおり、当所においては、職員に過大な負担を強いている状況であるが、これを改善するには至っていない。

ア 出廷業務に係る職員数の確保については、日々その捻出に苦慮しており、非番職員の居残りや各課・各部門からの応援を得て対応している。処遇部門にあっては、平成18年度から、業務の一部を民間会社に委託し、省力化を図っているが、全体改築工事のため、平成22年9月から、これまで1箇所で開催していた戸外運動を[]に分散して実施することになり、それにより必要な配置職員が増加したこともあって、常態的な非番職員の居残り勤務はもとより、各課・各部門職員による保安応援についても、解消が見込めない現状にある。

なお、未決拘禁者に限れば、その収容人員に大きな変動はなく、出廷件数に大きな変化はない（平成22年12, 547件、平成23年12, 523件、平成24年12, 544件）。

そのため、収容人員（総人員）の減少が業務量の減少には結びついていない。

イ 平成24年12月31日現在の収容人員は、1,323人で、精神変調者、暴力団関係者等の処遇困難者は増加傾向にあり、注意を要する被収容者は増加し、職員の負担は増大している。処遇困難者の処遇に当たっては、処遇チームを結成して組織で対応し、個別に具体的な処遇要領を定め、適正かつ厳正な処遇を行うとともに、第二種単独室への収容並びにセンサー型動体管理システムの活用及び居室監視カメラなど警備用機器の充実を図り保安事故の防止に努めている。

ウ 施設全体改築に伴い、単独室の絶対数が減少しており、本来であれば単独室に収容することが相当な被収容者を、共同室に収容することを余儀なくされている。そのため、正担当職員に加え、副担当職員を配置し、戒護の徹底と適正な被収容者処遇を実施している。

エ 平成19年6月1日から実施している弁護士等の夜間面会については、毎日3名の職員を午後8時まで居残り勤務させて対応している。

5 収容状況

- (1) 当所は、大阪府警、大阪地検が検挙した被疑者、被告人等及び近畿地方2府4県(京都府・大阪府・滋賀県・兵庫県・奈良県・和歌山)において大阪高裁に控訴した被告人並びに最高裁に上告した被告人等を収容する未決被収容者拘禁施設であり、被疑者・被告人、死刑確定者、余罪受刑者及び移送待ち受刑者等各種の被収容者を収容しているほか、経理係としてA指標受刑者を収容している。

| 年次 | 入所人員 | 対前年増 △ 減 数 | 出所人員 | 対前年増 △ 減 数 | 1日平均 収容人員 | 対前年増 △ 減 数 | 年間最大 収容人員 | 対前年増 △ 減 数 |
|-----|-------|---------------|-------|---------------|--------------|---------------|--------------|---------------|
| H19 | 5,152 | △560 | 5,214 | △666 | 1,928 | △220 | 2,032 | △227 |
| H20 | 5,086 | △66 | 5,270 | 56 | 1,870 | △58 | 1,981 | △51 |
| H21 | 4,933 | △153 | 5,344 | 74 | 1,654 | △216 | 1,803 | △178 |
| H22 | 5,068 | 135 | 4,968 | △376 | 1,365 | △289 | 1,523 | △280 |
| H23 | 4,978 | △90 | 5,033 | 65 | 1,398 | 33 | 1,488 | △35 |
| H24 | 4,919 | △59 | 4,994 | △39 | 1,388 | △10 | 1,474 | △14 |

(2) 収容定員・現員

(平成20年12月31日現在)

| 区分 | 人 員 | | | | 居 室 数 | |
|-------|----------------|-------------|---------------|-------------|-------|-----|
| | 定 員 | | 現 在 員 | | 単独室 | 共同室 |
| | 未決 | 既決 | 未決 | 既決 | | |
| 大阪拘置所 | 1,426 (108) | 694 (17) | 1,161 (95) | 603 (53) | | |
| 計 | 1,426 (108) | 694 (17) | 1,161 (95) | 603 (53) | | |

(平成21年12月31日現在)

| 区分 | 人 員 | | | | 居 室 数 | |
|-------|----------------|-------------|---------------|-------------|-------|-----|
| | 定 員 | | 現 在 員 | | 単独室 | 共同室 |
| | 未決 | 既決 | 未決 | 既決 | | |
| 大阪拘置所 | 1,426 (108) | 694 (17) | 1,085 (94) | 268 (17) | | |
| 計 | 1,426 (108) | 694 (17) | 1,085 (94) | 268 (17) | | |

(平成22年12月31日現在)

| 区分 | 人 員 | | | | 居 室 数 | |
|-------|----------------|-------------|---------------|-------------|-------|-----|
| | 定 員 | | 現 在 員 | | 単独室 | 共同室 |
| | 未決 | 既決 | 未決 | 既決 | | |
| 大阪拘置所 | 1,426 (108) | 694 (17) | 1,176 (91) | 277 (32) | | |
| 計 | 1,426 (108) | 694 (17) | 1,176 (91) | 277 (32) | | |

(平成23年12月31日現在)

| 区分 | 人 員 | | | | 居 室 数 | |
|-------|----------------|-------------|---------------|-------------|-------|-----|
| | 定 員 | | 現 在 員 | | 単独室 | 共同室 |
| | 未決 | 既決 | 未決 | 既決 | | |
| 大阪拘置所 | 1,426 (108) | 694 (17) | 1,117 (97) | 281 (28) | | |
| 計 | 1,426 (108) | 694 (17) | 1,117 (97) | 281 (28) | | |

(平成24年12月31日現在)

| 区分 | 人 員 | | | | 居 室 数 | |
|-------|----------------|-------------|---------------|-------------|-------|-----|
| | 定 員 | | 現 在 員 | | 単独室 | 共同室 |
| | 未決 | 既決 | 未決 | 既決 | | |
| 大阪拘置所 | 1,426 (108) | 694 (17) | 1,098 (99) | 225 (18) | | |
| 計 | 1,426 (108) | 694 (17) | 1,098 (99) | 225 (18) | | |

6 保安関係

(1) 概況

ア 当所の収容定員は、2,120人のところ（平成15年6月1日付けで2,032人から2,120人に変更となった。ただし、現地建替えによる全体改築に伴い、居室棟の一部を取り壊しているため、実質的な収容定員は1,386人である。）、平成24年12月31日現在の収容人員は、1,323人（収容率62パーセント、実質的な収容定員の95パーセント）、うち未決被収容者の収容人員は、1,098人である。

近年の収容動向は、平成元年から同6年までは1,200人台で推移していたところ、同7年以降は増加傾向が続き、同16年には2,300人台となり、同17年は2,250人前後で推移し、同18年6月以降、刑の確定者の移送を促進したことから、収容人員は徐々に減少した。しかし、上記のとおり、現地建替えによる改築準備のため居室棟を取り壊し、実質的な収容定員が減少していることに加え、同22年4月以降、未決収容者が増加傾向にあることから、極めて厳しい収容状況が続いている。

女子の被収容者については、平成24年12月31日現在の収容人員は117人であり、収容定員(125人)の前後で推移しているが、過剰収容状態に陥る期間も多い。収容増が著しい時期には、男子収容居室棟の一部を女子収容居室棟に充てる等していたが、全体改築で男子の居室が確保できない状況にあること、女子刑務所が慢性的に過剰収容状態であり、確定受刑者の移送の推進が図れない状況にあることから、今後も極めて厳しい対処が必要となる。

イ 外国人被収容者

外国人被収容者の1日平均収容人員は、平成9年以降、200人前後で推移していたところ、同21年は132人、同22年は118人、同23年は119人と総収容人員の減少に伴い、減少傾向を示しており、同24年12月31日現在、外国人被収容者は92人である（うち、F指標は、31人）。国籍は11か国にわたっており、全く日本語を解さない者もいる。

これらの外国人被収容者の外部交通に関して、英語、中国語及び

韓国語については、当所の職員で対応していたものの、職員数が少ないため迅速な対応が困難な状況であった。そのため平成20年4月1日から民間への業務委託を開始し、英語、韓国語、中国語及びペルシャ語については、迅速な対応に努めている。その他の言語については、対応が困難であるため、翻訳を外部機関に依頼するなどして、できる限り迅速な対応を図っているが、更に職員の語学研修の受講を一層推進するなど、対応職員の育成・確保を図る必要がある。

また、視聴覚等に障害を有する被収容者の入所も少なからずあるため、手話等を理解することができる職員の育成についても喫緊の課題になっている。

ウ 特殊被収容者

平成24年12月31日現在、死刑確定者20人、死刑判決を受け上訴中の者4人のほか重大事件関係者を多数収容しているが、関係各課・部門と綿密な引継ぎを行って心情把握に努めつつ、動静視察を一層綿密に行うとともに、重大事件関係者の出廷等には特別警備体制を敷いて万全を期している。

エ 暴力団関係及び公安関係被収容者

(ア) 暴力団関係被収容者は、平成24年12月31日現在、119人を収容しており、内訳は、 が101人、その他が18人である。

(イ) 公安関係被収容者は、平成24年12月31日現在、収容していない。

なお、 人については、救援連絡センターやかたつむりの会等から継続的に機関紙等の送付を受けているが、現在のところ、それによる特段の動向はない。

(2) 事故等の現状

| 年次 | 総件数 | 逃 走 | | 火災 | 自殺 | 同 衆 殺 傷 | 作業上 死 傷 | その他 |
|----|-----|-----|------|----|----|------------|------------|-----|
| | | 件数 | (人員) | | | | | |
| 22 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 23 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 24 | 2 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |

(3) 懲罰の現状

| 事 由 | 年 次 | | |
|-----------------|-----|-----|-----|
| | 22 | 23 | 24 |
| 被 収 容 者 殺 傷 | 4 | 3 | 2 |
| 被 収 容 者 暴 行 | 49 | 57 | 58 |
| 職 員 等 殺 傷 | 0 | 0 | 0 |
| 職 員 等 暴 行 | 9 | 10 | 23 |
| 抗 命 | 16 | 31 | 24 |
| 逃 走 | 0 | 0 | 0 |
| 争 論 | 51 | 49 | 39 |
| 毀 棄 | 21 | 30 | 13 |
| た ば こ 事 犯 | 0 | 3 | 0 |
| 物 品 不 正 所 持 | 9 | 26 | 13 |
| 物 品 不 正 授 受 | 51 | 48 | 31 |
| 不 正 製 作 | 16 | 26 | 19 |
| 喝 窃 食 | 2 | 1 | 0 |
| わ い せ つ 行 為 | 1 | 0 | 0 |
| 賭 博 ・ 同 類 似 | 3 | 6 | 3 |
| 怠 役 | 20 | 45 | 21 |
| 自 傷 | 52 | 41 | 32 |
| 通 声 | 7 | 5 | 5 |
| ひ ぼ う ・ 中 傷 | 4 | 10 | 7 |
| 教 唆 ・ ほう助 ・ せん動 | 5 | 28 | 7 |
| そ の 他 | 395 | 377 | 385 |
| 総 数 | 715 | 796 | 682 |

(4) 不服申立ての現状

(平成22年)

| 種別 | | 申立件数 | 申立人員 |
|--------|----------|------|------|
| 審査の申請 | | 128 | 12 |
| 再審査の申請 | | 83 | 4 |
| 事実の申告 | 管区長 | 17 | 7 |
| | 大臣 | 7 | 3 |
| 苦情の申出 | 大臣 | 222 | 29 |
| | 監査官 | 29 | 28 |
| | 所長 | 339 | 46 |
| 情願 | 大臣 | | |
| | 監査官(巡閲官) | | |
| 訴訟 | 民事 | 7 | 5 |
| | 行政 | 0 | 0 |
| 告訴・告発 | 告訴 | 7 | 4 |
| | 告発 | 1 | 1 |
| その他 | 付審判請求 | 0 | 0 |
| | 人権侵犯申告 | 15 | 13 |
| | 請願 | 2 | 1 |
| | その他 | 0 | 0 |
| 総数 | | 857 | 153 |

(4) 不服申立ての現状

(平成23年)

| 種別 | | 申立件数 | 申立人員 |
|--------|----------|------|------|
| 審査の申請 | | 276 | 16 |
| 再審査の申請 | | 130 | 7 |
| 事実の申告 | 管区長 | 27 | 8 |
| | 大臣 | 16 | 3 |
| 苦情の申出 | 大臣 | 133 | 30 |
| | 監査官 | 37 | 31 |
| | 所長 | 378 | 59 |
| 情願 | 大臣 | | |
| | 監査官(巡閲官) | | |
| 訴訟 | 民事 | 10 | 7 |
| | 行政 | 0 | 0 |
| 告訴・告発 | 告訴 | 7 | 3 |
| | 告発 | 0 | 0 |
| その他 | 付審判請求 | 0 | 0 |
| | 人権侵犯申告 | 24 | 9 |
| | 請願 | 0 | 0 |
| | その他 | 0 | 0 |
| 総数 | | 1052 | 150 |

(4) 不服申立ての現状

(平成24年)

| 種別 | | 申立件数 | 申立人員 |
|--------|--------|------|------|
| 審査の申請 | | 514 | 14 |
| 再審査の申請 | | 34 | 4 |
| 事実の申告 | 管区長 | 33 | 13 |
| | 大臣 | 12 | 6 |
| 苦情の申出 | 大臣 | 177 | 23 |
| | 監査官 | 33 | 33 |
| | 所長 | 382 | 57 |
| 訴訟 | 民事 | 109 | 8 |
| | 行政 | 0 | 0 |
| 告訴・告発 | 告訴 | 9 | 4 |
| | 告発 | 0 | 0 |
| その他 | 付審判請求 | 0 | 0 |
| | 人権侵犯申告 | 24 | 22 |
| | 請願 | 8 | 7 |
| | その他 | 0 | 0 |
| 総数 | | 1335 | 191 |

(5) 警備・処遇上の改善状況

次のとおり達示・指示を発出するなどし、警備及び被収容者処遇の充実を図るとともに、職員の勤務意識の高揚に努めた。

| 年月日 | 表 題 |
|------------|--|
| H24. 1. 11 | 他施設において発生した逃走事故に鑑み、逃走事故の防止について所長指示を発出し、全体改築工事中である当所は保安的に脆弱であることを再認識し保安原則を遵守すること、また被収容者の心情把握等に努めることについて周知徹底した。 |
| H24. 1. 18 | 炊事、営繕及び経理工場においては、高熱における火傷、刃物による切創等経理作業によるけがを負う危険性が高いことから、配役後1か月未満の就業者への安全指導を徹底すること、不安全行動及び不安全状態等防止対策の一環として作業用帽子（橙色）を着用させることについて処遇首席・指導首席指示を発出した。 |
| H24. 1. 23 | 外部車両等への検査の徹底について所長指示を発出して、当所に入入りする業者のトラック等の入出門に当たって不正物品の持込み、持出しの防止を目的とした検査に加えて、近年、業務車両への搭載が一般化されつつあるドライブカメラ等の撮影機器の検査方法についても周知徹底した。(H19. 5. 9 同指示第 26 号を廃止) |
| H24. 1. 26 | 季節性インフルエンザへの対応について所長指示を発出して、職員の手洗い、うがいの励行及びマスクの着用等、施設内感染を防止するよう注意喚起した。 |
| H24. 2. 6 | 感染症の二次感染防止の徹底を図るため、理髪器具の消毒要領について処遇部長・医務部長指示を発出した。(H16. 3. 1 同指示第 1 号を廃止) |
| H24. 2. 8 | 第一種手錠の管理を徹底することについて処遇首席指示を発出して第一種手錠の管理方法、授受方法等の見直しを行い紛失等ないように注意喚起した。(H21. 3. 31 同指示第及びH21. 10. 23 を廃止) |
| H24. 2. 13 | 中央監視卓勤務要領について処遇首席指示を発出して、監視卓勤務要領、機種ごとの操作及び監視等を再確認し、配置職員を■名から■名に増員した。 (H6. 3. 14 同指示第 8 号, H 6. 11. 1 同指示第 51 号, H12. 9. 20 同指示第 3 6 号, H14. 3. 20 同指示第 32 号及び H20. 8. 14 同指示第 137 号を廃止) |
| H24. 2. 13 | ■へ被収容者を連行する際の写真撮影について処遇首席指示を発出して、これまで被収容者を■へ連行する際にあたっては、■及び他の■する場合を除き、写真撮影を行っていたところ、今般、■へ連行する被収容者すべてを対象として写真撮影を行うこととした。(H20. 10. 27 同指示第 164 号を廃止) |
| H24. 2. 20 | 各種事案の事故発生時の対応について警察署等関係機関と打合せを実施し、事故発生時におけるチェックリストを監督当直席に整備することとする所長指示を発出した。 |

| | |
|------------|---|
| H24. 2. 21 | 保安原則の遵守について所長指示を發出して、当所は日々多数の出廷があり、衣体検査に十全を欠いた場合には物品の不正な持ち出し等の危険が常に存在していることを再認識し、保安事故の防止に万全を期すよう周知徹底した。 |
| H24. 2. 28 | 手配書の制定及び作成要領について首席指示を發出して、逃走事故発生時における手配書の様式、作成者、作成要領及び記載事項を定め、また手配書を5分以内で作成できるよう周知徹底した。 |
| H24. 3. 8 | 残置物による事故防止について処遇首席及び会計課長指示を發出して、釈放者及び転出者に係る残置物の取扱いについて再度見直し、周知徹底した。(H18. 12. 11 同指示第2号を廃止) |
| H24. 3. 8 | 年度末における適正な職務の執行と綱紀の厳正な保持について所長指示を發出して、勤務時にあつては保安原則の遵守、保安事故の防止について、今一度自身の勤務姿勢を見直し、また、職務外であっても矯正職員としての自覚を失うことのないよう自己を律した行動に心掛け、理性を失した痴態を生じることのないよう注意喚起した。 |
| H24. 3. 22 | 出所後の就労に資する作業教育の実施について所長指示を發出して改善指導等の限られた場面のみならず、社会常識や協調性といった社会人としての能力の向上を図るため対象者、実施方法及び実施内容等を定めた。 |
| H24. 3. 28 | 裁判出廷時における被収容者の戒護勤務について所長指示を發出して、被収容者のみならず部外者から批判や誤解がないよう、より一層の緊張感を持って厳正な勤務態度を保持するよう注意喚起した。 |
| H24. 3. 29 | 公判期日の確認の徹底について所長指示を發出して、被収容者を公判期日に確実に出廷させることは、当所の重要な責務の一つであることから各課、各部門が連携を図り出廷漏れ事案がないよう周知徹底した。 |
| H24. 3. 30 | 衛星携帯電話に係る取扱い方法等について所長指示を發出して、災害時等における法務省の緊急連絡体制の運用を効率的かつ円滑に行うため、また新たな衛星携帯電話が配備されたことから即座に対応できるよう周知徹底した。(H23. 5. 30 同指示第17号を廃止) |
| H24. 3. 30 | 防犯線及び赤外線センサー作動時における対応について所長指示を發出して、当所改築工事に伴い防犯線及び赤外線警報装置に変更があったことから同警報装置が作動した場合の対応について見直しを行い周知徹底した。(H19. 8. 6 同指示第43号を廃止) |
| H24. 4. 13 | 誤投棄の防止について処遇首席指示を發出して、被収容者の人定等を確実に言い、投棄漏れ又は重複投棄等を行わないよう注意喚起した |
| H24. 4. 18 | 第一期工事の本格化に伴い、今以上に保安警備上の措置の低下が懸念されることから、保安警備上の支障の有無について検討を行いつつ工事を円滑に進める必要があるため新営工事検討委員会及び改築会議の設置について所長指示を發出した。 |
| H24. 4. 20 | 保安原則にのっとり適切な勤務の徹底について処遇首席指示を發出して、保安原則に即した適切な勤務を心掛け、逃走事故に限らず、事故防止の万全を期すよう注意喚起した。 |

| | |
|------------|---|
| H24. 4. 25 | 未決拘禁者の発受する信書の差止め等をする場合の手続きについて処遇首席指示を発出して、刑罰法令に触れ、あるいは罪証隠滅の結果を生ずるおそれがあるか、当所において的確な判断が困難な場合の信書についての書信表への記入方法、検察官に対し情報提供し、執るべき措置等について相談する場合の手続き等を新たに定め、周知徹底した |
| H24. 4. 25 | 外国語による信書の内容確認のための翻訳手続等について処遇首席指示を発出して、当所において内容の確認が困難な場合の信書についての書信表への記入方法、翻訳共助依頼手続等を中心に定め周知徹底した。 |
| H24. 4. 25 | 携帯用ビデオカメラの録画内容の確認等について処遇首席指示を発出して、被収容者に実力行使をした場合の記録の録画内容の確認、関係書類との精査について、新たに定め周知徹底した。 |
| H24. 4. 26 | 連休期間中の事故防止について所長指示を発出し、 ■する時期であるため、特に要注意者等の動静把握や種々の保安事故防止及び反則容疑行為の取締り等に関して保安意識の高揚に努めるよう喚起した。 |
| H24. 5. 9 | 出廷留置場における監視カメラでの動静視察時の注意について処遇首席指示を発出して、 ■となり、より厳重に注意して視察を行うよう注意喚起した。 |
| H24. 5. 14 | 運動実施中の巡回の強化について処遇首席指示を発出して、 ■な運動場における運動の際には、運動立会職員に適正戒護位置を維持させ、状況を幹部職員が巡回等を通じて確認することを周知徹底した。 |
| H24. 5. 14 | 自殺事故防止について処遇首席指示を発出して、特に職員配置が手薄となる時間帯には巡回視察を励行し、動静視察や引継ぎを徹底することを、周知した。 |
| H24. 5. 14 | 運動場における逃走事故防止について処遇首席指示を発出して、視線内、適正戒護位置の原則、人員掌握、動静視察、設備等の点検励行の徹底を周知した。 |
| H24. 5. 16 | 逃走事故防止に係る保安点検の実施について所長指示を発出して、逃走事故防止のための点検の実施時期、実施者、点検内容等を定め周知徹底した。 |
| H24. 5. 18 | 外国人被収容者と面接を実施することについて処遇首席指示を発出して、外国人被収容者の積極的な心情把握に努め、もって、逃走事故等を未然に防止するため対象者、面接実施方法等を定めて周知徹底した。 |
| H24. 5. 18 | 処遇首席指示を発出し、炊事工場就業受刑者に対する熱中症対策として、冷風機と保冷ベストを使用させるほか、イオン飲料を支給することとした。 |

| | |
|------------|--|
| H24. 5. 29 | 更生保護就労支援モデル事業の対応について処遇首席，分類首席連名指示を發出して支援対象適格者の選定，面会実施要領等を定め周知徹底した。 |
| H24. 6. 12 | 職員に対して職務に関する建設的な意見を広く求め，職務意欲向上と執務環境の改善等当所の管理運営に資するため，職員提案制度について達示を發出した。（H19. 4. 17 同達示を廃止） |
| H24. 6. 12 | 処遇首席指示を發出し，営繕，経理，第一内掃，第二内掃及び炊事工場就業受刑者に対する熱中症対策として，冷却キャップと保冷ベストを使用させるほか，イオン飲料を支給することとした。 |
| H24. 6. 14 | 自殺事故の防止について処遇首席指示を發出し，綿密な動静視察，心情把握等の徹底は最も重要であるが，漫然と巡回視察を行うのではなく着目すべき点を考え，特異な動静を認めた場合，監督者に速やかに報告する等周知徹底した。 |
| H24. 6. 21 | 当所執行受刑者にタオルケットを貸与することについて処遇首席指示を發出した。 |
| H24. 6. 27 | 平成24年度刑務作業安全月間の実施について所長指示を發出し，刑務作業における職員及び就業者に対する安全衛生意識の高揚と安全衛生管理活動の定着を図ること及び施設が作業災害防止の重要性について認識を新たにするとともに，実効ある安全管理体制の確立を図るよう周知徹底した。 |
| H24. 6. 28 | 達示を發出して，被収容者の写真撮影取扱規程を制定した。（H19. 12. 27 同達示第34号を廃止） |
| H24. 6. 29 | 計画停電時の対応要領について総務部長指示を發出して計画停電が実施された際には当所の施設運営に支障をきたすことのないよう事前に備え，実際の対応について周知徹底した。 |
| H24. 6. 29 | 計画停電時における職員の増配置について処遇首席指示を發出して計画停電が実施された場合， [redacted]ができないこととなるため人的警備力を増強することにより，万全の体制を整えるよう周知徹底した， |
| H24. 7. 2 | ウェルシュ菌による食中毒の防止について総務部長指示を發出してウェルシュ菌による食中毒の特性，予防及び対応について周知徹底した。 |
| H24. 7. 13 | 被収容者のこと名使用について処遇首席，庶務課長連名指示を發出して，こと名の申し出，使用の可否，告知方法，管理等を周知徹底した。（H18. 4. 24 同指示第1号を廃止） |
| H24. 7. 17 | 被収容者が入所した場合の対応マニュアルの制定について処遇首席指示を發出した。 |
| H24. 7. 17 | 被害者に対するプライバシーの保護について所長指示を發出して，性犯罪事件の被害者の名誉及びプライバシーを損なうおそれがあるため検察庁から「単独室に収容することについて配慮願いたい」旨の申出があった場合の居室の指定について定め，周知徹底した。 |

| | |
|------------|---|
| H24. 7. 17 | 被収容者の称呼番号、識別符号等に関する取扱いについて所長指示を 発出して特殊被収容者識別符号に [] を新 たに制定し周知徹底した。 |
| H24. 7. 17 | 逃走者手配書に全身写真を使用できるよう手配書の制定及び作成要 領について処遇首席指示を発出して周知徹底した。 |
| H24. 7. 17 | [] における逃走時の緊急マニュアルの改正について処遇首席指 示を発出して逃走者捜索時に不審な人物を発見した際の具体的な行動 ， [] における緊急配置箇所の追加，逃走手配書の配布方 法等を見直した。 |
| H24. 7. 26 | 逃走事故発生時の対応マニュアルを整備することについて所長指示 を発出して監督当直席に整備し，有事において活用するよう周知徹底 した。 |
| H24. 7. 26 | 熱中症の予防について所長指示を発出して本年も猛暑が予想されて いることから熱中症の症状等を十分に理解し，予防に細心の注意を払 うよう注意喚起した。 |
| H24. 7. 27 | 熱中症予防の観点から気温が高い日戸外運動の対応等について処遇 首席指示を発出して，午前9時の時点で温度計が35度以上を差して いる場合には当所執行受刑者は戸外運動から屋内運動に切り替え，そ の他の被収容者は，激しい運動を避けるよう周知徹底した。 |
| H24. 7. 31 | 熱中症予防対策の一つとして炊事工場就業者に対し，昼食時，塩あ め1個を支給することとする処遇首席指示を発出した。 |
| H24. 8. 10 | 事件記録簿の取扱いについて，処遇首席・会計課長の連名指示を発 出して，被害者に対するプライバシー保護の観点から検察庁から指定 (性犯罪) のあった被収容者が，事件記録等を領置したい旨願ひ出た 場合は，領置を許すものとした。 |
| H24. 8. 10 | 全国戦没者追悼の黙とうを実施することについて所長指示を発出し て，戦没者の冥福と平和を祈って8月15日の正午から1分間の黙と うをささげるよう，黙とうしない人は黙とうの邪魔をしないよう周知 徹底した。 |
| H24. 8. 20 | 保護室収容中の被収容者の動静を記録することについて処遇首席指 示を発出して，保護室収容中の者を受け持つ担当職員が保護室動静記 録表に記載することとし，また保護室収容の正当性を疎明するだけで なく，収容中の者の健康状態の把握，保護室収容中止又は更新の判断 のための重要な情報になることを周知徹底した。 |
| H24. 8. 20 | 処遇チームを編成すること等について処遇首席指示を発出して，ろ う絡事故等の不適正処遇事案を発生させないためには，処遇困難者に 対し，施設が一体となって対処することが重要であることから，処遇 チームを編成し，現状の一層の把握に努めるとともに，適時，適切に ，組織的，統一的な処遇を行っていくことを，周知徹底した。 |
| H24. 8. 22 | 差入物品等の検査要領について処遇首席指示を発出して，各検査物 品についての検査要領，不正物品等を発見した場合の処理方法等を定 めた。 |

| | |
|------------|---|
| H24. 8. 27 | 達示を発出して、未決拘禁者等生活の心得の一部を改正した。(H22. 10. 1 同達示第 15 号を一部改正) |
| H24. 8. 27 | 達示を発出して、受刑者生活の心得の一部を改正した。(H23. 12. 5 同達示第 18 号を一部改正) |
| H24. 8. 27 | 達示を発出して、死刑確定者遵守事項及び死刑確定者生活の心得の一部を改正した。(H23. 3. 28 同達示第 1 号を一部改正) |
| H24. 8. 27 | 衛生キャップの着用について総務部長指示を発出して、衛生管理の徹底施策として炊事工場に衛生キャップを備え付けた。 |
| H24. 8. 27 | 職員研修の実施について所長指示を発出して異動時等における職員を対象として実効性のある効果的な職員研修を実施することを周知徹底した。 |
| H24. 8. 28 | 火災発生に係る注意の喚起等について所長指示を発出して、火災を発生させることは、当該施設、ひいては矯正施設全体が社会的信用を失うことになりかねない極めて重大な事故であることから、今一度、職員一人ひとりが火災の危険性・重大性について認識を新たにし、巡回時には五感を働かせ、常時、火災発生の原因となるような状況がないか等につき配意するよう注意喚起した。 |
| H24. 8. 29 | 服喪に関する取扱いについて所長指示を発出した。 |
| H24. 8. 30 | 採用後 3 年未満の職員に対する研修の充実等について所長指示を発出して、優秀な職員を確保するため若年職員の職務遂行能力を向上させ、現状における組織の業務能力の底上げを行い、保安、警備力の低下を防止することが課題となっていることから若年者研修を年 2 回から月 1 回に変更した。 |
| H24. 9. 10 | 庶務課長・処遇首席連名指示を発出して、書留等いわゆる特殊取扱いとなる郵便物の取扱い処理について定めた。 |
| H24. 9. 14 | 出廷時等の事故防止について処遇首席指示を発出して、出廷勤務や病院勤務において、いつ、なんどき不意の事故が発生するかも知れないという緊張感を持つとともに、被収容者が駆け出すなどした場合、直ちに確保するという姿勢を保って勤務に当たるよう注意喚起した。 |
| H24. 9. 19 | 大阪拘置所における受刑者等の作業安全及び衛生に関する管理規定細則の制定について達示を発出した。 |
| H24. 9. 20 | 作業時火気点検表を制定することについて所長指示を発出して、各工場において整備・設置されている機械・器具の内、火災発生の危険性の高い物について火災発生防止を図るためチェックリストを作成した。 |
| H24. 9. 24 | 安全講和の実施要領について、総括安全衛生管理者(処遇部長指示)を発出した。(H22. 6. 9 同指示第 1 号を廃止) |
| H24. 9. 24 | 安全衛生パトロールの実施要領について、総括安全衛生管理者(処遇部長指示)を発出した。(H23. 6. 1 同指示第 1 号を廃止) |

| | |
|-------------|--|
| H24. 9. 24 | 安全衛生教育実施の留意事項について、総括安全衛生管理者（処遇部長指示）を発出して、安全教育を実施した際には従前の実施方法に加えて、記録表末尾欄外に安全作業に対する誓約等を自書させる取扱いとした。 |
| H24. 10. 1 | 自殺事故防止について処遇首席指示を発出して、同種事故の防止に万全を期すよう周知徹底した。 |
| H24. 10. 1 | 〇〇の〇〇を行っている間、被収容者に対する〇〇となることを懸念して、被収容者を注視する趣旨から〇〇の〇〇の省略について処遇首席指示を発出して周知徹底した。 |
| H24. 10. 5 | 当所執行受刑者の処遇変更年間計画表の制定について、処遇首席指示を発出して、当所執行受刑者に対し、時季に応じた処遇変更について、年間計画に沿った基準を制定した。 |
| H24. 10. 10 | 非常時の被収容者の避難場所及び避難経路について所長指示を発出して、第一次、第二次避難場所や避難誘導先、避難順序等を定め周知徹底した。 |
| H24. 10. 11 | 就労支援促進チームを編成することについて処遇、分類、指導首席連名指示を発出して、効果的な就労支援のための対象者の適切な選定、作業教育や改善指導などを計画的に実施し、就労支援を促進することとした。 |
| H24. 10. 16 | 職務執行に関する事項の秘密保持について所長指示を発出して、職務上の情報及び個人情報等はいかなる部外者に対しても一切公言しないよう注意喚起した。 |
| H24. 10. 19 | 平成24年度刑務作業品質強化月間の実施について所長指示を発出して、受刑者の社会復帰を図るべく、その処遇の要である刑務作業の実施について製品の品質を向上させて、必要な作業量を確保していくよう作業に従事する受刑者の意識はもとより、作業の指導及び実施にあたる職員の意識を高め刑務作業運営に積極的に取り組むよう周知徹底した。 |
| H24. 10. 26 | 誤投薬の防止について処遇首席指示を発出して、誤投薬を起こすことの重大さについて、確実な確認により誤投薬は防止できることを周知徹底した。 |
| H24. 10. 26 | 所長指示を発出して、就寝時間帯における被収容者等の動静把握のための巡回視察について一部改正した。（H19. 6. 27 同指示第 37 号を一部改正） |
| H24. 10. 29 | 工場等における工具等の点検の徹底について処遇首席指示を発出して、工具等の管理を徹底しない場合、重大な事故に発展することを強く念頭に置き工具等の点検を徹底するよう注意喚起した。 |
| H24. 10. 30 | 処遇首席指示を発出して、差入物品等の検査要領について一部改正した。（H24. 8. 22 同指示第 105 号を一部改正） |
| H24. 10. 30 | 分類首席指示を発出して、仮釈放通知書について一部改正した。（H20. 3. 25 同指示第 3 号を一部改正） |

| | |
|-------------|--|
| H24. 11. 7 | 当所執行受刑者の戸外運動について毎週木曜日は各工場付近において実施するよう、当所執行受刑者の戸外運動の実施について所長指示を発出した。 |
| H24. 11. 15 | 所長指示を発出して、新営工事検討委員会及び改築会議の設置について一部改正した。(H24. 4. 18 同指示第 21 号を一部改正) |
| H24. 11. 15 | 仮刑事視察の名称変更について所長指示を発出して、仮刑事施設の名称を出廷留置場に変更することとした。 |
| H24. 11. 16 | 処遇首席指示を発出して、被収容者出廷カードの記載要領について一部改正した。(H22. 2. 22 同指示第 26 号を一部改正) |
| H24. 11. 19 | 被収容者に対する投薬要領等について処遇、医務部長連名指示を発出して、指定薬の種類、投薬要領及び備薬管理等について定め周知徹底した。 (H16. 7. 6 同指示第 2 号を廃止) |
| H24. 11. 21 | 逃走事故防止について処遇首席指示を発出して、保安の原則を遵守して、逃走事故という最悪な結果の発生防止に万全を期すよう注意喚起した。 |
| H24. 11. 26 | 火災事故防止の徹底について総括安全衛生管理者(処遇部長)指示を発出して、点検時期、点検実施工場、点検実施者等を定めた。 |
| H24. 11. 29 | 戸外運動時の立入禁止区域の設定等について処遇首席指示を発出して、運動実施区画と立入禁止区域の境界にカラーコーンを設置し、視線外離脱事案が発生しないよう注意喚起した。 |
| H24. 12. 3 | 年末年始における綱紀粛正について所長指示を発出して、国家公務員としての自覚を堅持し、社会から非難を浴びるような行動に及ぶことのないよう周知徹底した。 |
| H24. 12. 3 | 年末年始における保安事故防止等について処遇首席指示を発出して、被収容者の心情把握、引継ぎの励行を徹底し、職員 1 人ひとりが保安事故の絶無を心掛けるよう周知徹底した。 |
| H24. 12. 6 | 年末年始における保安事故の防止及び防災管理について所長指示を発出して、年末年始は事故が発生しやすい時期であり、普段にも増して、厳正な勤務を遂行し、保安事故の絶無を図るとともに、防災管理体制の再点検を行うよう周知徹底した。 |
| H24. 12. 6 | 内縁関係にある者の取扱いについて所長指示を発出して、受刑者が内妻(内夫)として申告した者の認定基準、手続等を定め周知徹底した。 |
| H24. 12. 12 | ノロウイルスによる感染防止について総務、医務部長連名指示を発出して、多数の被収容者の健康を損なうことにならぬよう、衛生管理の徹底に万全を期すよう周知徹底した。 |
| H24. 12. 14 | 現金書留封筒の取扱いについて庶務、会計課長及び処遇首席連名指示を発出して、現金のみの送付に用いられている場合と現金とともに信書が同封されている場合の取扱いについて処理方針を定め周知徹底した。 |

| | |
|-------------|---|
| H24. 12. 14 | 被収容者に差入れ等された名刺の取扱いについて処遇首席，会計課長連名指示を発出して，物品として取り扱うべきもの，書籍等として取り扱うべきものの処理方法について定め周知徹底した。 |
| H24. 12. 14 | 指名医による診療実施細則の制定について達示を発出した。 |

(6) 外部交通の状況

ア 面会

(平成24年)

| 区 分 | | 件数 | | |
|-----|------|--------|-------|--------|
| | | 未決 | 既決 | 計 |
| 受 理 | | 42,570 | 3,172 | 45,742 |
| 制限等 | 不許可 | 0 | 6 | 6 |
| | 一時停止 | 0 | 0 | 0 |
| | 終了 | 0 | 0 | 0 |

イ 信書

(平成24年)

| 区 分 | | | 件数 | | |
|-----|-----|----------|---------|---------|---------|
| | | | 発信 | 受信 | 計 |
| 未 決 | 受 理 | | 153,002 | 110,875 | 263,877 |
| | 制限等 | 禁止 | 4 | 0 | 4 |
| | | 一部抹消及び削除 | 0 | 3 | 3 |
| | | 差止め | 4 | 45 | 49 |
| 既 決 | 受 理 | | 7,406 | 7,334 | 14,740 |
| | 制限等 | 禁止 | 57 | 267 | 324 |
| | | 一部抹消及び削除 | 0 | 2 | 2 |
| | | 差止め | 0 | 5 | 5 |
| 計 | 受 理 | | 160,408 | 118,209 | 278,617 |
| | 制限等 | 禁止 | 61 | 267 | 328 |
| | | 一部抹消及び削除 | 0 | 5 | 5 |
| | | 差止め | 4 | 50 | 54 |

ウ 電話による通信

(平成24年)

| 区 分 | | 件数 | | |
|-----|------|----|----|---|
| | | 未決 | 既決 | 計 |
| 受 理 | | 0 | 3 | 3 |
| 制限等 | 不許可 | 0 | 0 | 0 |
| | 一時停止 | 0 | 0 | 0 |
| | 終了 | 0 | 0 | 0 |

(7) 巡視及び参観の状況

(平成24年)

| 区 分 | | 件 数 | 人 員 |
|-------------|-------|-----|-----|
| 巡 視 | 裁 判 官 | 0 | 0 |
| | 検 察 官 | 4 | 13 |
| 弁 護 士 会 参 観 | | 0 | 0 |

(8) 処遇部門重点目標（平成24年度）

- ア 保安原則の遵守と法令にのっとり適正な職務執行の推進
- イ 全体改築工事下における保安事故の防止
- ウ 被収容者処遇の充実
- エ 組織の活性化

7 作業関係

(1) 作業運営の現状及び問題点とその対策

ア 作業運営の現状

(ア) 作業は、移送待ち受刑者及び未決拘禁者としての地位を有する受刑者、労役場留置者等を対象とした提供作業であり、すべて居室内で行っている。作業内容は、紙袋加工、ハンガー組立、プラスチック小物組立、シール貼り、袋詰め等である。

(イ) 平成24年度作業計画は、平成23年度作業実績及び現地建替え工事に伴う収容調整による収容人員の減員等を踏まえて、調定目標額450万円、生産作業計画人員83名とした。

(ウ) 自営作業は、処遇指標符号Aの受刑者を炊事、洗濯、営繕等の作業に就業させている。

(エ) 安全衛生管理については、職員及び就業者の安全衛生意識の高揚及び徹底を図るため、毎月第1就業日を「安全衛生の日」に指定して安全パトロールを行うほか、毎月1回、安全講話や危険予知訓練等を実施するとともに、自営作業就業受刑者に対し作業導入教育実施後、概ね3か月毎に作業安全再教育を実施している。

炊事、営繕、経理工場においては、高熱による火傷、刃物による切創等作業災害が発生する危険性が高いことから、配役後1か月未満の就業者に対し橙色の作業用帽子を着用させ、適宜安全指導を行っている。

各工場及び中央廊下入口等に作業無事故継続日数を掲示し作業無事故が6か月間継続した場合、当該工場に認定証を授与することとしている。

イ 問題点とその対策

最近の作業受注は、少量多品種かつ短納期化しており、作業実施上種々困難が伴っているが、納期の遅れや不良品の発生等で信頼を損なわないよう納期の厳守・品質管理の徹底を図り、契約業者との信頼関係を強化するとともに就業人員に見合った作業量の確保に努めている。

(2) 指導部門重点目標

ア 作業量の安定確保

イ 品質及び納期管理の徹底

ウ 安全衛生管理の徹底

<付表>業種別作業実施状況表

(単位, 千円)

| 業種 | 調定額 | 平成24年度3月末就業人員(人) | | | |
|------|-------|------------------|------|-------|-----|
| | | 製作作業 | 提供作業 | 事業部作業 | 合計 |
| 木工 | | | | | |
| 印刷 | | | | | |
| 洋裁 | | | | | |
| 金属 | | | | | |
| 革工 | | | | | |
| 農業 | | | | | |
| その他 | 4,203 | | 87 | | 87 |
| 職業訓練 | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 自営 | 経理 | — | 117 | | 117 |
| | 営繕 | — | 11 | | 11 |
| 合計 | 4,203 | 128 | 87 | | 215 |

8 指導部門（教育）関係

(1) 改善指導，教科指導の現状

ア 教育活動の現状

(ア) 刑執行開始時の指導及び訓練

刑執行開始時において，その心情を安定させ，改善更生の意欲の喚起を図りつつ，施設内における生活要領及び行動様式の在り方並びに処遇の内容を理解させるための指導及び訓練を実施している。収容生活を円滑に行うことができるようにすることを目的として，次表のとおり実施している。

(平成24年1月1日～平成24年12月31日)

| 対象者 | 実施回数 (延べ) | 実施人員 (延べ) | 指導期間 (1回) | 指導者人員 | |
|---------|--------------|--------------|--------------|-------|----|
| | | | | 部内 | 部外 |
| 自所執行 | 46回 | 84名 | 14日間 | 16名 | 1名 |
| 短期・特短自所 | 0回 | 0名 | 3日間 | 10名 | 0名 |

※「特別短期自所処遇者」とは，執行刑期が3月以上6月未満の者をいう。

※「短期自所処遇者」とは，執行刑期が3月未満の者をいう。

(イ) 釈放前指導等

受刑者の釈放後の生活について，その不安を緩和もしくは解消し，社会生活への見通しを立てさせるとともに，社会復帰後の更生意欲を喚起させるため，個別的，計画的に，次表のとおり実施している。

(平成24年1月1日～平成24年12月31日)

| 対象者 | 実施回数 (延べ) | 実施人員 (延べ) | 指導期間 (1回) | 指導者人員 | |
|-------|--------------|--------------|--------------|-------|-----|
| | | | | 部内 | 部外 |
| 仮釈放者 | 45回 | 82名 | 14日間 | 14名 | 22名 |
| 満期釈放者 | 3回 | 3名 | 3日間 | 9名 | 0名 |

(ウ) 通信教育

受講希望者を積極的に募り，教養の向上，職業に関する知識及び技能の習得に努めさせることを目的として，次表のとおり実施している。

(平成24年1月1日～平成24年12月31日)

| 講座名 | ペン習字 | | 日商簿記 | | 行政書士 | | 漢字検定2級 | |
|------|------|-----|------|----|------|----|--------|----|
| | 私費 | 公費 | 私費 | 公費 | 私費 | 公費 | 私費 | 公費 |
| 実施人員 | 0名 | 11名 | 0名 | 5名 | 0名 | 5名 | 0名 | 3名 |

(エ) 一般改善指導

a 消費者教育

消費者金融やクレジットカード等の安易な利用によって、借金の返済に苦しんだ経験を持つ者等を対象として、次表のとおり実施している。

(平成24年1月1日～平成24年12月31日)

| 実施事項 | 実施回数 | 実施延人員 |
|-------|------|-------|
| ビデオ視聴 | 22回 | 120名 |
| 集団討議 | 22回 | 120名 |
| 感想文提出 | 22回 | 120名 |

b 被害者感情理解指導

財産犯、詐欺犯等本人の犯罪行為が、他人に大きな被害を与えてしまった者を対象に、ゲストスピーカーとして [redacted] に講師を依頼し、次表のとおり実施している。

(平成24年1月1日～平成24年12月31日)

| 実施事項 | 実施回数 | 実施延人員 |
|------------|------|-------|
| [redacted] | 12回 | 120名 |

(オ) 特別改善指導

a 薬物依存離脱指導

薬物依存の認識及び薬物使用に係る自分の問題点を理解させた上で、今後薬物に手を出さずに生活していく決意を固めさせ、再使用に至らないための具体的な方法を考えさせることを目標に、外部講師を招へいし、次表のとおり実施している。

(平成24年1月1日～平成24年12月31日)

| 実施事項 | 実施回数 | 実施延人員 |
|-------|------|-------|
| 外部講師 | 21回 | 158名 |
| 集団討議 | 40回 | 300名 |
| 感想文提出 | 40回 | 300名 |

b 被害者の視点を取り入れた教育

被害者の命を奪い、又はその身体に重大な影響をもたらす犯罪

をなし、被害者及びその遺族等に対する謝罪や賠償等について考えさせる必要がある者を対象として、自らの犯罪と向き合うことで犯した罪の大きさや被害者及びその遺族等の心情等を認識させ、被害者及びその遺族等に誠意を持って対応していくことで、再犯に至らせないことを目標に、次表のとおり実施しているが、昨年度は対象者がおらず不実施であった。

(平成24年1月1日～平成24年12月31日)

| 実施事項 | 実施回数 | 実施延人員 |
|----------|------|-------|
| ゲストスピーカー | 0回 | 0名 |
| ワークシート | 0回 | 0名 |
| 役割書簡 | 0回 | 0名 |
| 感想文提出 | 0回 | 0名 |

c 交通安全指導

被害者の生命や身体に重大な影響を与える交通事故を起こした者や重大な交通違反を反復した者に対して、交通違反や事故の原因について考えさせることを通じて、遵法精神、責任観念、人命尊重の精神等をかん養することを目標として、次表のとおり指導を実施している。

(平成24年1月1日～平成24年12月31日)

| 実施事項 | 実施回数 | 実施延人員 |
|--------|------|-------|
| ビデオ視聴 | 0回 | 0名 |
| 録音教材聴取 | 0回 | 0名 |
| 集団討議 | 0回 | 0名 |
| ワークシート | 6回 | 6名 |
| 感想文提出 | 1回 | 1名 |
| 外部講師 | 1回 | 1名 |

(カ) 視聴覚活動

被収容者に視聴させる放送内容は、それぞれの拘禁目的を踏まえ、流動する社会の情報を伝え、社会生活に必要な知識や教養を与えること並びに健全な娯楽を与えるものを中心に選択し、番組編成を行っている。

また、自所執行受刑者の居室にDVDプレーヤーを設置し、テレビ番組から収録したDVDを自主選択できるようにした550本のDVDライブラリーを設置している。

(キ) クラブ活動及び女子教養講座

各種のクラブ活動・女子教養講座を通して情操面の高揚を図り、余暇時間の有効活用を援助し、また、宗教教誨の機会を与えることを目的として、次表のとおり実施している。

a クラブ活動

(平成24年1月1日～平成24年12月31日)

| クラブ名 | 実施回数 | 9月末日 現在 | クラブ名 | 実施回数 | 9月末日 現在 |
|-------|------|------------|------|------|------------|
| 真宗東 | 12回 | 2名 | 神社神道 | 12回 | 9名 |
| 真宗西 | 11回 | 3名 | 真言宗 | 12回 | 7名 |
| 曹洞宗 | 7回 | 3名 | 天台宗 | 0回 | 0名 |
| 天理教 | 12回 | 1名 | 短歌 | 7回 | 6名 |
| 金光教 | 0回 | 0名 | 俳句 | 6回 | 5名 |
| カトリック | 12回 | 3名 | 珠算 | 41回 | 8名 |
| キリスト | 10回 | 11名 | 国語 | 4回 | 0名 |
| 日蓮宗 | 5回 | 3名 | 民謡 | 7回 | 15名 |
| 浄土宗 | 12回 | 9名 | 尺八 | 10回 | 10名 |

b 女子教養講座

(平成24年1月1日～平成24年12月31日)

| 座名 | 実施回数 | 9月末日 人員 |
|------|------|------------|
| 女子点訳 | 19回 | 6名 |
| 女子茶道 | 11回 | 6名 |
| 女子生花 | 10回 | 6名 |

(ク) 教育行事

余暇時間の活用及び情操のかん養を図ることを目的として、次表のとおり実施している。

(平成24年1月1日～平成24年12月31日)

| 行事名 | 演芸会 | 更生 座談会 | 綱引き 大会 | 民謡 まつり | 音楽会 |
|-----|-----|-----------|-----------|-----------|-----|
| 回数 | 1回 | 1回 | 2回 | 1回 | 2回 |

(ケ) 施設外教育

施設外教育活動は、次表のとおり実施している。

(平成24年1月1日～平成24年12月31日)

| 行 事 | 実施回数 |
|-------------------|------|
| 社会見学・奉仕作業（仮釈放対象者） | 38回 |
| 新生寮生墓参 | 2回 |

イ 課題とその対策

(ア) 矯正処遇の充実

教育的処遇日を月2回実施している。自所執行受刑者に対する改善指導の内容を、より充実させる必要性から教材作成等に係る業務量は増加している。

また、当所の全体改築工事着工に伴い、各種行事等の実施を縮小せざるを得ない状況があり、従来 of 行事に対して協力関係にある部外協力者及び近隣地域団体と調整を図りながら実施できるものについては継続実施する方向で検討している。また、受刑者の屋外運動場が使えなくなったことにより、屋外での体育行事から屋内の講堂で実施できる程度の体育行事を今後も検討していく。

なお、今年度は綱引き大会を計画している。

(イ) 刑執行開始時の指導及び釈放前指導の充実について

各指導実施カリキュラムについて、各課関係部署の担当者と連携しながら実効性のある内容を展開できるように調整を図る。

(2) 指導部門重点目標

ア 教育活動及び矯正処遇の充実強化

イ 関係機関及び専門知識を有する民間団体との連携強化

ウ 執務環境の整備及び改善

9 医療関係

(1) 患者動態の状況

別紙様式のとおりである。施設の現地建替え工事に伴い、被収容者数が減少したが、病院移送や外医受診が増加している。特に、悪性腫瘍の既往歴のある者、慢性疾患を有する高齢者や精神疾患を有する入所者が増加し、外部医療機関での諸検査等が増加している。

(2) 今後必要とされる医療対策

ア 外部医療機関との良好な関係

病院移送が長期化するような場合には、勾留執行停止等により対応しているが、勾留執行停止後に逃走されたケースや本人が入院費を支払わないケースが起これ、病院側に迷惑をかけている。本人の性格や経済状況を詳細に病院側に伝え、連携を密にする必要がある。

イ 当所で確定した受刑者の移送について

当所の現地建替えに伴う被収容者数減少のための収容調整に伴い、警察からの有病者の優先的入所及び被収容者の高齢化に伴う有病者の増加が、大阪刑務所への移送問題にも関連するが、当所で刑の確定した者の有病者も当然増加している。

疾病を有する者が確定した場合、医療専門施設への移送が必要な場合には、大阪医療刑務所と移送協議を行っているが、大阪医療刑務所は疾病の種類により専門医が不在で対応が困難であるとの理由により、受送を断られるケースがあり、今後移送できない患者を抱え込むことも予想される。

ウ 庶務課・訟務担当との連携強化

病状照会等が、昨年394件（平成24年1月1日から平成24年12月31日までの間）に達している。医療関係の照会については、画像上、血液検査上の根拠を示し、検察庁のバックアップを行い、弁護士に対する新たな認識を喚起している。照会に対する回答は、できるだけ詳細、端的に記載するなど、照会が重複することがないように配慮している。

また、庶務課・訟務担当との連携を強化して対処している。

9 医療関係
 (1) 患者動態の状況

(平成24年12月31日現在)

| 種別 区分 | 休 養 者 | 非休 養 者 | 患者集 禁 施 送 設 者 | 外 部 通院者 | 病 院 移送者 | 執 行 停 止 出所者 | 死亡者 | 勤務時 間外診 療人員 |
|----------|-------|--------|------------------|------------|------------|-------------------|-----|-------------------|
| 総数 (人) | 1,391 | 19,895 | 6 | 390 | 85 | 15 | 1 | 9 |
| 未決 (人) | 1,010 | 18,015 | 0 | 335 | 81 | 13 | 1 | 8 |
| 既決 (人) | 381 | 1,880 | 6 | 55 | 4 | 2 | 0 | 1 |

10 分類関係

(1) 処遇調査の実施状況

別紙様式13のとおり。

なお、全体改築に伴う収容調整の関係で、平成21年11月から職員を大阪刑務所に派遣し、当所から移送した仮B指標受刑者の処遇調査を行なってきたところ、平成23年4月からはこれに仮A指標受刑者が加わることとなり、6名の職員が大阪刑務所分類審議室において併任勤務に従事する処遇調査体制となった。

(2) (1)の処遇調査結果の処遇面への利用状況

ア 処遇要領

刑執行開始時調査の結果を踏まえて、自所執行受刑者の処遇要領を策定し、適切な矯正処遇の目標や、矯正処遇の内容・方法を指定している。

イ 矯正処遇

(ア) 作業

精神状況（知能水準、性格傾向等）、身体状況、生活歴（教育、職業）、取得資格、過去の負傷や作業事故歴等の処遇調査結果を活用して、就業させる作業の指定や、各種危険作業等の適否を判定している。また、職業訓練候補者の選定の際の基礎資料としている。

(イ) 各種改善指導

処遇調査で得られた犯罪性の特徴や犯罪に結び付く個々の事情に関する情報に基づき、一般改善指導・特別改善指導等、各種改善指導の指定を行っている。

(ウ) その他

処遇要領の変更の要否を判断するための再調査を定期的を実施するとともに、制限区分の指定、仮釈放審査等、処遇上の必要に応じて、臨時再調査を実施している。また、特別改善指導の実施状況等について、更生保護官署に情報提供を行い、施設内処遇と社会内処遇の一貫性を保つよう配慮している。

ウ 保護業務

引受人や帰住予定地の設定、変更等の保護調整を綿密に行ったり、

就労支援対象者を的確に選定したりするに当たり、処遇調査で得られた身上関係等の情報を活用しているほか、適宜、対象者に直接面接して状況確認に努めている。

(3) 処遇審査会の開催状況

別紙様式14のとおり。

処遇審査会は、審議事項に応じて定期的を開催するほか、処遇上等の必要があれば、その都度、臨時に開催するなどして、適正・適時の審査を実施している。なお、仮釈放の審査については、犯罪傾向、処遇状況、悔悟の情、更生意欲、社会感情、保護環境等を考慮し、柔軟かつ弾力的に行っており、積極的な運用に努めている。

様式13

(平成24年)

| 区 分 | 刑執行開 始時 | 再調査 | | 調査総数 |
|---------|------------|-------|-------|-------|
| | | 定期再調査 | 臨時再調査 | |
| 調査件数(件) | 2,809 | 242 | 2,190 | 5,241 |

様式14

(平成24年)

| | | |
|------|---------------|-----------|
| | 開催回数 | 443 (回) |
| 審議事項 | 処遇指標・移送 | 2,997 (件) |
| | 処遇要領・作業・改善指導等 | 1,073 (件) |
| | 矯正処遇の目標達成状況評価 | 242 (件) |
| | 制限区分 | 496 (件) |
| | 仮釈放申出 | 433 (件) |
| | 審議総件数 | 5,241 (件) |